

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和5年3月2日（木） 午後1時45分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 中平委員長・上田副委員長・林委員・吉津委員・綾城委員
江原委員・田中委員・ひさなが委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・白井主査
8. 協議事項
3月定例会本会議（2月28日）から付託された事件（議案13件）
9. 傍聴者 1名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後1時45分 閉会 午後2時25分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和5年3月2日

総務民生常任委員長

中 平 裕 二

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

中平委員長 皆さんお疲れさまです。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 13 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 16 号「長門市情報公開条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 去る 2 月 17 日、今 3 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 1 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

林委員 今部長のほうからもありましたように、議案参考資料の中で改正の内容に記されております。それには、個人情報の保護に関する法律の規定との整合を図るため——ここからが具体的に説明していただきたいんですけど、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」というのは、具体的にどういうことなんでしょうか。

椎葉総務課長 この「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」として想定しているものとしましては、これは本市においてはこれに該当するような具体的な開示請求の事例があったわけではございませんが、国等の資料を参照しますと、一般的には、カルテであったり匿名の作文や反省文ですとか、未発表の研究論文等の著作物、そういった当該個人のみが知り得る情報のように個人の人格と密接に関係したり、それを公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるものを想定されております。また、厳密には、特定の個人を識別することができる情報ではないんですけど、特定の集団に属する者に関する情報を開示しますと、当該集団に属する個人に不利益を及ぼすおそれ

があるといった状況等も考慮されます。これは、見る人が見れば分かるというような場合です。こういったものが想定されております。

中平委員長 関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 16 号の全般にわたりご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 18 号「長門市報酬及び費用弁償条例及び長門市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 去る 2 月 17 日、今 3 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 3 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 18 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 13 : 51 —

— 再開 13 : 52 —

中平委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 43 号「工事請負契約の一部を変更することについて（長門市光ファイバー網整備事業施設整備工事（仙崎・深川地区）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 去る 2 月 28 日、今 3 月定例会の中日に市長が申し上げました追加提案説明及び追加議案参考資料の 2 ページから 3 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

中平委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、追加議案の参考資料 2 ページの主な変更理由 (1) 本局の増床面積及び金額、それから追加の自営柱の本数及び金額についてお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 まず、本局の増床が 9.57 平米で 445 万 5,000 円、それから自営柱が 22 本追加でございまして、1,468 万 5,000 円になっております。そのほか同軸ケーブル、これの撤去の追加が 6 万メートル、1,545 万 2,000 円。その他引き込み設備、通信機器の増加が 1,122 件、1,414 万 3,000 円となっております。

ひさなが委員 分かりました。次に同じく議案参考資料 2 ページの主な変更理由 (2) 追加施工図作成業務、こちらの増加の金額はいくらかお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 施工図作成業務ですけれども、4,144 万 3,000 円増額になっております。内訳としましては、集合住宅、それから公共施設の配線の調査が 182 棟ございまして、その他地下埋設の特殊区間の調査が 3 か所、それから引き込み設備の現地調査などが主な内容になっております。

ひさなが委員 続いて同じく主な変更理由 (3) 電柱の申請本数の増加及び関係機関協議の追加による申請業務の増額の金額についてお伺いいたします。

松岡デジタル推進室主査 申請業務につきましては、1,459 万 4,000 円の増加となっております。この電柱の共架申請につきましては 2,974 本追加になったところでございます。

ひさなが委員 施設部品の納期の遅れ等の要因によって工期の完了遅延はないのか、お伺いいたします。

山田企画政策課長 部品の納期等の遅れによる遅延はございません。完了延長もございません。それで光ファイバー網整備事業につきましては、昨年 10 月までに市内全域の光化が完了しておりまして、旧伝送路の撤去もほぼ終わっております。光ファイバー網整備事業については年度内に全完了となります。

綾城委員 分かりました。まず、1 点お尋ねです。今の答弁を踏まえまして、これ増床ですよ、本局を増床されたということですから、増床の必要性っていうのは最初の設計だったりで分からなかったのかということをお尋ねいたします。

松岡デジタル推進室主査 本局の増床につきましては、加入者リストの精査をした後、本局の機器の設計に取りかかったところでございますけれども、最終的に本局に機械を搭載するにあたりまして、例えばその機器の配線のスペースがないということで、当初の予定を変更して増床に取りかかったところでございます。

綾城委員 最初の設計段階ではなかなか分からなかったということだと思えますけれども、この資料を見ますと (2) 貸与資料の不整合というのがあります。

ここでいう貸与資料というのは具体的にどういった資料を指すのか、お尋ねいたします。

松岡デジタル推進室主査 貸与資料につきましては、例えば線路図ですね。同軸ケーブルを敷設した際の線路図等になります。

綾城委員 ではこの貸与資料の不整合とは具体的にどういう内容なのかお尋ねいたします。

松岡デジタル推進室主査 不整合の内容につきましては、例えば線路図につきましては、平成 15 年当時の完成図書になりますけれども、当時はいわゆる幹線までしか作図をしていなかったということで、今回全て各利用世帯まで切り換えをするにあたりまして、幹線のみならず引き込み線まで作図をするということになりまして、その不整合が生じたところでございます。

綾城委員 平成 15 年当時と。幹線のみで引き込みがなかったということなんですけど、これっていうのは普通のことなんですか。

山田企画政策課長 普通のことと申しますけれども、当時はケーブルテレビ網を短期間で這わす中で幹線の図面は残ってございましたので、その後引き込みの図面がなかった。普通のことというか、なかったということでございます。

綾城委員 いずれにしても貸与資料に不整合があったということでございますが、これはどこが作成したものなんですか。

山田企画政策課長 平成 15 年時点は、ケーブルテレビは市の直営でしたので、市が外注を通して作成したものでございます。

綾城委員 ということは、その市が作ったものを平成 29 年に指定管理者、ながとてれびさんにそのままお渡しをされているということなんですか。

山田企画政策課長 当時のものをそのままお渡ししております。

綾城委員 分かりました。そのままお渡しされた。その後の保守点検のところでは、これまで保守点検がされてきたと思うんですけど、そのときには更新とかはされてないということでよろしいですか。

松岡デジタル推進室主査 お渡しして以降、新規の加入であるとか、廃止の手続きごとに更新はしてきているところでございます。

綾城委員 分かりました。これは新たな貸与資料というのを作成されたんだと思いますけれども、今回。これについてはソルコムさんが作成されたということでよろしいですか。

松岡デジタル推進室主査 そのとおりでございます。

綾城委員 分かりました。じゃあ今、この貸与資料はソルコムさんが作成されて、今後はながとてれびさんが管理をされるということでよろしいですか。

山田企画政策課長 当時の資料はほとんど紙ベースの資料でしたけれども、今回は成果品として全てデジタルデータの図面になっておりますので、それを指

定管理者にお渡しして、今後管理していただくという形になります。

綾城委員 分かりました。貸与資料についてもう 1 点だけ。これを読むと東深川、西深川、仙崎、深川湯本が対象ということですが、これ以外の貸与資料は問題ないのかお尋ねいたします。

松岡デジタル推進室主査 他の地区についてはお見込みのとおり、問題ないところです。

綾城委員 もう 1 点だけ。問題ない理由は何なんですか。

松岡デジタル推進室主査 今回の FTTH の工事で、この 4 期以前の 3 期までのエリアについては同様のものを作図しておりますので、それについては指定管理者にお渡しして維持管理をしていただいているところでございます。

林委員 この議案の説明資料の (2) がどうもちょっと腑に落ちないというか。というのは、だからこれ契約時にこの契約議案が締結されるときに、当然想定され得る話ではないかなと思うんですよ。2 年前だから。いわゆるこの貸与資料の現況の不整合というのはある程度——平成 15 年でしょう。それから考えると、タイムラグから考えたら入札のときにそういったことは想定され得る。で、これはいつ、この変更契約を提出するときにはいつ執行部はこの不整合に気がつかったんですか。

山田企画政策課長 まず、当初の発注時におきましては、やはり詳細が設計できないということで一括発注しておりまして、机上で概算で一定数を積んだ上で業者にも仕様を示しまして入札しております。その後、現場の工事を開始していくにあたり、令和 3 年度 8 月とか 9 月とかそれ以降も順次でございすけれども、図面の不備といいますか、ないものとか新たに図面を起こしていかなくやいけないものとかが見つかっておりまして、その頃から随時積み上げてきたものでございます。今回、一応設計には上げておりましたので、工種の追加ではございませんので、数量の変更ということで今回最終の精算設計を踏まえまして、今回議案として提出させていただいているものでございます。

林委員 ちょっとよく分からないんですけど、これはあれですか、もしこの問題の責任の所在を、つまり 1 億円を追加で変更契約を締結しなければいけなくなったっていうのは、これは別によくある、例えば地下を掘っていたら石が出てきたとかそういった想定できないような話で工事費が加算になったり割高になったりすることってあるんだけど、こういうものっていうのはなんかヒューマンなエラーが若干見えるんだけど、そのあたりはどうなんですか。

松岡デジタル推進室主査 この 4 期までの工事は、以前に副市長も答弁したとおり国庫補助を十分活用していこうという中で、単年度で時間のない中進めていかなければならないという前提の中で、課長が申しましたとおり当初の入札においては、あくまで机上で概略設計で入札をしてきているところであります。

また、先ほどご説明しましたとおり集合住宅であるとか施設については、当初どういった配線になっているかというのは現地を調査しないと分からない部分があるということでございます。

林委員 結論から言うと、アバウトな設計図書というかそれで実際に動いてやってみると、どうしても現況との齟齬が出てきてしまったということですよ。それっていうのは、基本——正直、ぶっちゃけて言ってください。端から想定できなかったんだと、こんなことは。平成 15 年当時の、要するに貸与資料で、なんか聞いているとそういうのが分かりそうだなっていうイメージがこちらにはあって。実際、平成 15 年当時と令和 3 年当時はすごく時間差があるし、家も建っているし集合住宅もできてるし、民間のアパートも増えてるしっていうことが分からないのかなっていう、ちょっと素朴な疑問があるわけです。それはやむを得ないとは思いますが。そのあたり、さっきの説明の中で限られた時間の中でやらざるを得なかった、ただそれが一つの言い訳っぽく聞こえちゃうんだよね。だからしょうがないじゃんみたいな。というような話ではなくて、本質的な議論として、平成 15 年当時の貸与資料と令和 3 年当時の契約締結の時点でのことは何となく想定される、想起されるというか。というのを僕ら素人はそういうふうに思うんですよ。そのあたりの、短い期間だったからとか国庫補助だからというのはあんまりそこは関係ないような気がするんだよね。どうですか。

山田企画政策課長 確かに国庫補助の要件で繰り越しが当初できないということで年度内に上げなきゃいけないというような期間的な問題がありました。そこで選択したのが設計施工一体。設計施工一体と申しますのが、やはり我々が概算で設計して施工業者さんが現場をあたりながら詳細設計していくという流れを選択したわけでございますので、発注後からそういう作業が起こってくるというところで、当初見込んでなかったかということ、それも踏まえてそういう形態をとらせていただいたところでございます。答えになっていますかね。

林委員 今ので分かった、ようやく。その時点では、実際やりながらそういう事案がどんどん上がってきているわけですね、現場から。要するに市のほうに。ということは認識していたということですよ、だから。それで、結果、積み上げていくとこの変更契約を提案せざるを得なかったということで私は理解したんだけど、よろしいですか。

山田企画政策課長 先ほどの答弁と重複しますがけれども、詳細設計を工事側でやっていただくと。現場のずれも当初の設計をびっちりしてやれば別なんですけれども、今回は一括ですので、現場を合わせながら設計をしながら工事の準備を進めていくという方法をとりましたので、その発注後に明らかになって、それらが積み重なっていったということでございます。先ほども申しましたとおり、やはり最初に認識したのは発注後からそういう事態が起こっていますので、令

和3年度からはそういう事態があったということでございます。

林委員 よく分かりました。以前、全協か何かで工事の不備というか、その説明をされたときに、同じように説明すればよかったのにそうやって。この話。だったら我々も認識を深めたと思うんだよね、これ。何か工事に不備があるんだという説明をしたんだけど、併せてこういう事案が発生するかもしれないよっていうことは、そのときに議会側にもお伝えしていただければね。だから唐突感があったわけです、これ議案を見たときに。その辺、もうちょっとこの全員協議会という場を上手に使っていただければ、こういう議案審査もスムーズにいくのかな。私は別にあなた方にアドバイスをする立場じゃないけれども、そのほうがいいような気がします。あとで副市長からご答弁いただきますけれども。このことについては。

山田企画政策課長 今回の変更は、ここ最近起こったことではなくて、先ほどから答弁いたしましたとおり、この2年、1年半の間に増減が積み重なったものでございます。その間で、我々のほうとしては工種の変更ではないため、年度最後の一括で提出させていただいたものでございます。その間、いろいろ光ファイバー網の整備のときに、議員さんのほうにいろいろ説明する機会がありました。その時には我々分かっておりましたけれども説明しておりませんでした。今後はそういう機会を通じて、いろいろ情報を共有させていただきたいと思います。

綾城委員 元々直営でやってましたよね、このケーブルテレビは。ただ、そのときの貸与資料が、やっぱり不正確、ちゃんと更新されていなかったと、つまり言うところ。そのまま、ながとてれびさんに渡されていると。今回、光ファイバーをやるにあたってそれが明るみに出たというところだと思うんです。だからやっぱり、これは別にこの件だけのみならず、きちっとやっておかないと、何かのときに大変なことになってしまうというところが一つ反省点かなとは思っています。それと今、年度内にはほぼ光ファイバーが終わるということでしたけれども、施工不良ありましたよね。この補修工事の状況はその後どうなっているのか、お尋ねいたします。

松岡デジタル推進室主査 昨年10月の断線事故をきっかけに今、改修工事に取り組んでいるところでございまして、進捗で申しますと、日置、油谷以外は全て調査、確認をし、改修まで終えております。一部あと4か所程度ですけれども、93%は日置、油谷でも改修を無事に終えております。国道であるとか、かなり太い芯数のところを慎重に改修工事を進めたく、まだ残っておるところでございましてけれども、ほぼ全て終えているところでございます。

綾城委員 つまり、この契約議案の審査ですけれども、このことは関係がなく、速やかに事業を行われているけど、あともうちょっとあるということですよ。

山田企画政策課長 議会に報告をさせていただきながら進めておりまして、最終が12月19日にご連絡した後に、すぐ着手をいたしまして、もう99%、あと残りがクロージャ4つというところまで来ております。そこだけ何故まだ残っているのかというのが、芯数が多い、一つのケーブルに300芯以上の芯数の箇所について、先程も主査が答えましたが慎重に行うために4個残しておるところでございまして、これについても3月末までには完成するという状況でございます。

綾城委員 あと1点だけです。今回ソルコムさんとの契約議案というところですけれども、この前、全協のときはNEC ネットエスアイさん、FNETSさんとソルコムさんがいらっしゃいましたよね。このNEC ネットエスアイさんは、ここでお詫びをされたというところまでは分かっています。このもう2社の方の責任問題というのはどうなっているのかということと、この元請の方に対して、施工不良だと思いますけど行政処分等とかを考えてらっしゃるのか、お尋ねいたします。

山田企画政策課長 先般、全体に説明させていただいたのがNEC ネットエスアイでございます。これについては事故がございましたので、その原因も含めて行っております。あとのソルコムさんとFNETSさんは、一応は自主点検という形で、同一業者の方がやられたところを全部点検して、主には増し締めというところをやられていますし、ちょっと増し締めが足りないところについては、全て改修されておるところでございまして。それと今おっしゃいました謝罪については、ソルコムさんとFNETSさんについても市のほうに対しては、そういう不備があったということで謝罪はいただいております。今後の行政処分については特に今のところは考えておりません。もう誠意を持って対応していただいておりますという状況にありますので、考えてはおりません。

中平委員長 もうこの質疑に関してはこれで打ち切りたいと思います。

山田企画政策課長 関連ということで答弁いたしました。考えておりませんと申し上げましたが、私は企画政策課で工事の行政処分の担当課ではございませんので、課としては誠意を持って対応していただいていると思っております。ところでございましてというところで止めさせていただければと思います。

中平委員長 ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第43号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

林委員 それでは副市長、お待たせしました。これ当初、国庫補助とか使うから時間的な暇もないというのは私達も認識していました。当時いろいろ設計と施工を一体的に発注するということについても、かなり疑義が出ました。結果つまるところ、こういう変更契約議案になったってということなんですけれども、副市長、今までの私たちの議論を聞いて、市としての対処の仕方はどうであったのか

とか、対応の仕方はどうであったのかを含めて、この議論を踏まえて見解というのをお尋ねします。

大谷副市長 委員からの今のご質問は、今回の変更契約といいますか、これに関連しての議論について、総括的に私のほうからということではよろしいでしょうか。この件については、私もこの委員会で当時、設計、施工、監理という、この工事の中には 3 つの分類があると、それが例えば土木工事であれば、設計、施工、それぞれ別々に発注はしますが、監理はいわゆるプロパーといいますか、市の職員が監督をしていたと。そして、電気、機械工事、これについては専門性が高いということで、その 3 種類の工種につきましてはそれぞれ別契約で進めてきていたところでございます。一方、建築工事だけは異質なもので、設計と監理、この部分は設計を落札されたところが監理を随意契約で一括して担当されるというスタイルで、施工のところは別に発注をしてきたところでございます。ところが、先ほどご指摘のありましたように、どうしてもこの 38 億円に及ぶ工事、この内結局 17 億円という大変高額な国庫補助金、これがあつたからこそ、このブロードバンド環境ができたわけでございますけれども、結局この補助制度が補正予算であつたり、そして、繰り越しは許さないとか、これについては制度としていかなものかと思いましたが、国が進めているデジタル化、これを急いで進めなきゃいけない、こういった国策の中で、いかにしてこの工事を円滑に進めていくか。そこで、いろいろご議論ありましたけれども、臨時・異例の措置として、設計、施工を一括して発注させてください、契約させてくださいということで、委員の皆様にお願ひし、ご理解の上、この設計・施工、そして監理に入ったわけでございます。その際私は、監理については、毎週この設計・施工業者がやってくるから、その監理を担当する会社とそれから私どもで逐一チェックしていくというようなことを申し上げました。ただ、先ほども申し上げたように、肝心の補助金をもらうにあたっては、概略設計という、これまた先ほど出てまいりました貸与資料に絡んでくるんですけれども、概略設計というものが国の補助にあたっては必要だったと。そこで、結局は中途半端だったかもしれませんが、この資料をもって補助金申請をせざるを得なかった。そしてその後、直ちに設計・施工を受け持つ、ソルコムさんのほうへお願いしていくという形になって、ソルコムさん、施工者のほうでは現場対応、工事をしながら設計のミスといいますか、設計の漏れを確認していくという、そういうことが行われてきたわけでございます。ただ、この一元化によって工期短縮、当初願った工期短縮は当然図られましたし、もう一つのメリットとして、これも怪我の功名ですけれども、やはり施工者のノウハウを活用した設計になっていますので、ある意味合理的な設計、コスト縮減が一方で図られたのも事実ではございます。そうはいっても、設計の妥当性、それから品質の確保という点で、やはり設計に客観

性が入っていなかったということは、紛れもない事実でございますので、これを先ほども申し上げたように、あくまでも臨時・異例の措置ということで、私自身、この検証という意味では、今後はこのスタイルというものはとるべきではない、これを最後にしたいということをこの際申し上げておきたいと思います。

中平委員長 今一度、議案第 43 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 43 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日の審査は、この程度にとどめ、この続きは、7 日の予算決算常任委員会総務民生分科会終了後から審査を行います。本日は、これで延会します。どなたもご苦労さまでした。

— 延会 14 : 25 —